



2026年5月15日

各 位

会 社 名 ダイジェット工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 生悦住 歩
(コード番号 6138 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 安藤 信夫
T E L 06-6791-6781

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針） の継続について

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2023年6月28日開催の当社第97回定時株主総会の決議により継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、現プランの有効期限は2026年6月開催予定の当社第100回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、その在り方について引き続き検討して参りました。

その結果、本日開催された取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部変更を行った上で、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」を継続（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）することを、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）を含む取締役全員の一致で決定しましたのでお知らせいたします。

なお、2026年3月31日現在の当社の株式の状況は、別紙1のとおりですが、当社は、本日現在において、当社株券等の大規模買付行為に関する提案等は一切受けておりません。現プランからの変更点は、本プランの対象となる当社株券等の買付の範囲を見直したこと及び共同協同行為等認定基準を追加したことの変更を行ったほかは、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に変更はございません。

I 会社支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性並びに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・取引先・社員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模な買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会が代替案を提案するための必要な情報や時間を与えることなく行われるもの、当社と当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社では、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1938年に創業以来、超硬合金・超硬工具の専門メーカーとして、「独創性豊かな技術開発で世界に貢献する」ことを経営理念に掲げ、新技術・新製品の創造による成長の持続を目指しております。

また、当社は、その経営理念の実現のために、当社取締役会が策定する経営の基本方針及び中長期的な経営戦略に基づき、素材の開発から一貫した製品づくりを行い、国内外の幅広い需要家に提供していく中で、時代に即した事業体制の構築を進め、企業価値の向上に努めております。

さらに、継続して社会から信頼され、企業倫理に則した公正な事業活動を推進していくために、内部統制システムを整備してコンプライアンス重視の経営体制の構築を進めております。

このような取組みを通じて、当社は、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を実現し、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに最大限に配慮しながら、継続的、安定的に収益を確保し、企業価値を高めることが経営の最重要課題と考えております。

当社の経営理念、経営の基本方針及び中長期的な経営戦略は、以下のとおりです。

【経営理念】

経営は創造である。習慣を打破し独創性豊かな技術開発で世界に貢献し、澁刺とした人材の結集で自己啓発を促進しその能力を最高に発揮する。

【経営の基本方針】

生産財の一隅を担うメーカーとして産業界の創造的製品並びに新素材の出現、加工技術の進展に常に追随しうる情報力を養い、技術力と開発力を備え、本業による収益を高めて株主に報い、従業員の生活環境を満たし、各種取引先との共存に配慮して社会に貢献する。

【中長期的な経営戦略】

1. 当社グループは、超硬工具を基盤として、その主要製品分類である、

- (1) 切削工具
- (2) 金型を中心とした耐摩耗、耐衝撃工具
- (3) 上記各工具の超硬合金材料

を三本柱として、バランスのとれた営業力を維持強化する。

1. 各工具ともに、新製品の開発、新分野開拓を積極化し、市場における営業対象分野の拡大、被加工材、被加工技術の変遷、多様化また高度化に対処し、独自技術を有する特徴ある企業として存立する。

1. 超硬工具の中で、最大のマーケットを有し、世界的に製品規格の共有化が可能な切削工具において、

- (1) 特定産業に傾かず、需要家を広く求めるとともに、一方では流通経路を重用して、多様なマーケットへ裾野広く販路を展開する。
- (2) 欧米、アジア各国等の海外マーケットへ注力し、対売上高輸出比率の向上を図る。

2. コーポレートガバナンスの充実への取組み

当社は、経営理念を実現し、株主重視の立場を基本として各ステークホルダーと良好な関係を築き、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を目指しております。そのためには、中長期的に企業価値の向上に努めるとともに、各ステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えており、企業倫理に則した公正な事業活動を推進するためにコンプライアンス重視の経営体制の構築を進めるとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性の向上に努めております。

その一環として、当社は、2015年6月26日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会は独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を加えた7名の取締役で構成し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による

意思決定の迅速化等を図っております。

現状のコーポレートガバナンス体制は、取締役会を最高の意思決定及び監督機関とし、定期又は必要に応じて臨時に開催して取締役及び業務役員が出席し、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項を審議・決定するほか、業務執行状況の報告等を通じて取締役又は業務役員間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督・監視しております。

また、業務執行取締役に業務役員及び部門長を加えた経営会議を構成し、原則として2か月に1回又は必要に応じて臨時に開催し、年度経営計画、方針管理並びに会社業績の報告及びその対応策等、経営全般にわたる業務執行に関する事項を審議し、情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。さらに、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任しており、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成し、法令、定款及び監査等委員会規則に従い、取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員以外の取締役の選任・指名及び報酬に関する議案の内容についての意見陳述等を通じて各決定プロセスの透明性、客観性の確保に努めております。さらに、常勤の監査等委員である取締役を置くことで、質の高い情報の収集効率を高め、内部統制システムの活用や会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図り、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会による監査の実効性を高めることに努めております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の趣旨を踏まえ、下記基本方針に沿って、今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性の実質的な確保に努める。
- (2)株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4)取締役会の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5)株主との建設的な対話に努める。

Ⅲ 本プランの内容について

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、

導入した現プランの一部変更を行った上で継続するものです。

当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、大規模な買付行為を一概に否定するものではありませんが、突然に大規模な買付行為が発生した場合には、株主の皆様には当該買付行為の妥当性を短期間でご判断いただくこととなりかねません。

当社取締役会は、株主の皆様適切にご判断いただくために、大規模な買付行為を行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、大規模な買付行為に関して必要かつ十分な情報と検討する時間の確保を大規模な買付行為を行おうとする者に対して求めた上で、当社取締役会による当該買付行為に対する賛否の意見、又は大規模な買付行為を行おうとする者が想定している当該買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させていただくこと、あるいは、株主の皆様のために大規模な買付行為を行おうとする者と交渉することが場合によっては必要であると考え、以下の内容の大規模な買付行為が行われる場合の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対抗措置（後記5. (1)に定義されます。以下同じとします。）を含めた買収への対応方針として本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付け

本プランの対象となる当社株券等の買付けとは、

- ① 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注4)を樹立するあらゆる行為(注5)（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）を意味します（いずれも市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。かかる買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を以下、「大規模買付者」といいます。）。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。)、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)
- (iii) 上記 (i) 又は (ii) の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)、並びに
- (iv) 上記 (i) ないし本 (iv) に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4:「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準(別紙2。但し、特別委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。

注5:本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 特別委員会の設置

本プランの適正かつ公正な運営を確保し、大規模買付行為に対する当社取締役会の検討・評価や対抗措置に係る決定等が恣意的なものでないことを確保するために、現プラン同様、引き続き社外の独立した第三者3名以上で構成する特別委員会を設置しております（特別委員会の設置・権限等については別紙3「特別委員会運営規則の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は、本プランに定める手続等の執行等に際して特別委員会に諮問するとともに、特別委員会からの勧告等については最大限尊重するものとします。

特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から取締役会が選任します。なお、本プランの継続時に就任を予定している特別委員会委員の候補者の氏名及び略歴は、別紙4のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から取締役会が特別委員会に諮問する事項につき検討及び審議を行い、取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行うものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。なお、特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家等）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報提供をし、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容（①～⑨）について日本語で記載した意向表明書（以下、「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

- ① 大規模買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 大規模買付者の設立準拠法
- ③ 大規模買付者の代表者の役職及び氏名
- ④ 大規模買付者の国内連絡先

- ⑤ 大規模買付者の会社等の目的及び事業の内容
- ⑥ 大規模買付者の直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要
- ⑦ 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ⑧ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要等（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注6)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)
- ⑨ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

注6:重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は大規模買付者に対し、上記(1)の意向表明書を受理した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討のために必要な情報（以下、「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下、「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとしします。

- a. 大規模買付者及びその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含む。特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、連絡先の住所及び電話番号、主たる職歴（勤務又は職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期

- を含む。)、年齢及び国籍を含む。))。
- b. 特定株主グループに含まれる者それぞれが保有する当社の全ての株券等、過去180日間において特定株主グループに含まれる者それぞれが行った当社株券等に係る全ての取引(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。)、及び当社株券等に関してそれぞれが締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものを含み、又は履行可能性の有無を問わない。)の内容。
 - c. 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付の対価及び対価の種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、二段階買付けの可能性とそれを予定している場合の内容、買付等の実現可能性等を含む。))。
 - d. 当社株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要(上記a.に準じた内容)及び特定株主グループとの関係、並びに当該第三者が当社株券等を譲り受ける目的及び譲受け後における下記g.及びh.に相当する事項。
 - e. 大規模買付行為の買付資金等の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含む。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。))。
 - f. 大規模買付行為の買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。))。
 - g. 大規模買付行為完了後に想定している当社の役員構成(候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。)、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等。
 - h. 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループ会社のステークホルダー(顧客、取引先、従業員、地域関係者等)への対応方針並びに具体的施策。
 - i. 大規模買付行為完了後の当社グループ会社の事業運営等において必要な許認可の維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
 - j. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。
 - k. 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問わない。)及び関連性が存在する場合にはその内容。
 - l. 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針。
 - m. その他、当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるもの

とします。

上記に基づき提出された必要情報を精査した結果、それだけでは大規模買付行為の相当性を評価・検討するに不十分と認められる場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めて、必要情報が揃うまで、書面にて追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付者から提供された必要情報が大規模買付行為について評価・検討するに足りる内容であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で連絡するとともにその旨を公表いたします。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の全部又は一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が提供を求める必要情報の全部又は一部が揃わなくても大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会は特別委員会に対し、当社取締役会に提供された全ての必要情報を提出するとともに、株主の皆様への判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 大規模買付行為に対する評価・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最大60日間、それ以外の買付けによる場合には最大90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言等を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、特別委員会が、取締役会評価期間内に対抗措置を発動するか否かの勧告を行うに至らないこと等の理由により、取締役会評価期間が満了する時点においても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容についての最終的な意見形成等（対抗措置を発動するか否かの決議も含む。）に至らない場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問を行い、特別委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告でき

るものとし、当社取締役会は、原則としてその勧告に従うものとし、特別委員会への当該諮問を行った場合は諮問した旨を、当該期間の延長の決定が行われた場合には具体的な延長期間及び延長の理由を大規模買付者に対して通知した旨を、当該時点において適時適切に公表いたします。

上記(1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から、当社において対抗措置を発動するか否かに係る判断が完了するまでの期間を大規模買付行為待機期間（その詳細は、後記5. (4)のとおり）とし、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとし、

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置は発動しません。この場合には、大規模買付者からの大規模買付行為に係る提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断していただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が、以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合等、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て（以下、「対抗措置」といいます。））を行うことがあります。

上記対抗措置を発動するか否かの決定について、当社取締役会は、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株券等を買占め、専ら当社の株価を上昇させて当該株券等を高値で当社又は当社関係者等に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為を目的として当社株券等の買収を行っている（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ③ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の重要な資産等を廉価に取得し、又は、大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行う目的で、当社株券等の買収を行っている（いわゆるグリーンメーラーである場合）

- ④ 当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主の皆様は株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等であると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付等の条件（買付対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比較して、著しく不十分又は不適当な内容であると判断される場合
- ⑦ 当社及び当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客、取引先、従業員等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社又は当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、独立した第三者である外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して当該時点において適用ある法令及び金融商品取引所規則、当社定款等に則って、上記(1)で述べた対抗措置を発動することを決定する場合があります。

この場合、当社取締役会は、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置を発動することの決議及びその内容

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置を発動することの是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置を発動するか否か等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に対抗措置を発動する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、その効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、対抗措置を発動するにあたり、特別委員会があらかじめ株主の皆様意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様意思を確認することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催するものとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、特別委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置を発動するか否かについて決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動しません。

他方、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置発動のために必要となる決議を行います。

当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

上記4.(1)に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。ただし、対抗措置を発動するか否かに関する株主の皆様意思を確認する株主総会を開催することとしたときは、大規模買付行為待機期間は、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が可決された場合には、当該株主総会の終結後開催される対抗措置発動に必要となる決議を行うための当社取締役会の終結の時までの期間とし、当該株主総会において対抗措置発動を内容とする議案が否決された場合には、当該株主総会の終結の時までの期間とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)ないし(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的に対抗措置発動を決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止等を行うことがあります。

対抗措置を発動する場合、当社取締役会において、対抗措置が決議され、又は対抗措置が発動された後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は対抗措置の中止、また、対抗措置発動後においては行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、同日より発効することとし、有効期間は同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合には本プランは当該時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会における株主の皆様の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等を含みます。）、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、当該時点において適用ある法令等及び金融商品取引所規則に基づいて適時適切に開示いたします。

7. 本プランが株主の皆様にも与える影響

(1) 本プランの継続時に株主の皆様にも与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置は発動されておられませんので、株主の皆様にも直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランにおける大規模買付ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正にご判断いただくために、必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にすることを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報や時間のもとで、大規模買付行為に応じるべきか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様が利益に資するものであると考えております。なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、独立した外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して対抗措置発動を決定する場合がありますが、当社の株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループを除きます。）の法的権利又は経済的利益に対して、直接具体的な影響及び損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

対抗措置を発動する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で本新株予約権が無償で、すなわち対価の払い込みをすることなく、その保有する株式数に応じて割当てられます。また、当社が、取得条項を付した新株予約権の取得手続をとることを決定した場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株券等を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、対抗措置が決議された場合であっても、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重し、対抗措置の効力発生日までにおいては、対抗措置を中止し、また、対抗措置の効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償で取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株券等の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主の皆様は、株価の変動等により不測の経済的損害を被る可能性があります。

大規模買付者及びその者が属する特定株主グループについては、本プランに定める大規模買付ルールを遵守しない場合や、本プランに定める大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合等、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損し、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、対抗措置の発動により、結果的にその法的権利又は経済的

側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

8. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断していただくために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的により導入・継続されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本株主総会において、本プランの継続に係る承認の決議がなされることにより有効となります。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置を発動すること等の判断等に際して、当社取締

役会の恣意的な判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会により恣意的に対抗措置が発動されることを防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する可能性がありますので、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

なお、当社では、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような、決議要件の加重をしておりません。

以上

当社の株式の状況 (2026年3月31日現在)

発行可能株式総数	80,000,000株
発行済株式総数	2,992,999株 (自己株式 21,529株を含む。)
株主数	2,755人

大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
ダイジェット取引先持株会	264	8.88
ダイジェット持株会	183	6.19
シルバーロイ株式会社	146	4.94
株式会社みずほ銀行	129	4.36
生悦住 歩	128	4.33
ダイジェット共栄会	96	3.24
株式会社三菱UFJ銀行	88	2.98
明治安田生命保険相互会社	85	2.88
共栄火災海上保険株式会社	82	2.79
ダイジェット工業従業員持株会	75	2.53

- (注) 1. 所有持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除しております。

共同協調行為等認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 当該特定の株主が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記 5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記 5. 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行等）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か
8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は非適格者と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

特別委員会運営規則の概要

1. (特別委員会の設置)

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。

2. (特別委員会の構成等)

特別委員会を構成する委員（以下、「特別委員」という。）は、3名以上とする。

特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外役員に加え、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役又は執行役として経験のある社外者、又はこれらに準ずる者）の中から取締役会が選任する。

3. (特別委員会の開催)

特別委員会は、この規則に従い、必要に応じて随時開催する。

4. (特別委員会の招集)

特別委員会は、代表取締役又は各特別委員が招集する。

5. (特別委員会の権能)

特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する事項につき検討及び審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他専門家等）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

6. (特別委員会の勧告)

特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員の全員が出席する（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）特別委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

当社は、必要に応じ、当社の判断により、特別委員会の勧告を記載した書面の全部又は一部を公表することができるものとする。

7. (規則の改廃)

この規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

以上

特別委員会委員候補者の略歴

平井 満 (ひらい みつる)

- 1979年 4月 弁護士登録
- 1982年 4月 平井満法律事務所開設 (現任)
- 2017年 6月 当社補欠監査等委員就任
- 2019年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)

※平井氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

※平井氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

東 幸生 (あずま ゆきお)

- 1979年 4月 弁護士登録
塩見・山本法律事務所入所
- 1986年 3月 東法律事務所開設
- 2001年 2月 東・伊藤共同法律事務所開設
- 2007年 7月 あずま総合法律事務所設立 (現任)
- 2016年 7月 枚方市公平委員会委員長 (現任)

※東氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

岩崎 和文 (いわさき かずふみ)

- 1975年11月 監査法人大成会計社 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1979年 3月 公認会計士登録
- 1983年 7月 監査法人大成会計社 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員就任
- 1999年 4月 税理士登録
- 2005年 7月 岩崎公認会計士税理士事務所開設 (現任)
- 2010年 6月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 退職
- 2012年 4月 一般財団法人神戸すまいまちづくり (現神戸住環境整備) 公社監事 (現任)
- 2017年 6月 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団監事 (現任)
一般財団法人神戸みよりの (現神戸農政) 公社監事 (現任)
- 2020年 6月 学校法人芦屋学園監事 (現任)
- 2021年 6月 社会福祉法人阪神福祉事業団監事 (現任)
- 2022年 6月 神姫バス株式会社監査役 (現任)

※岩崎氏と当社の間には特別の利害関係はございません。

以上

新株予約権無償割当ての概要

(1) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに係る当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の1倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める数の割合で、新たに払込みをさせないで無償割当てを行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(6) 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(8) 本新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属するもの（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。）でないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(9) 当社による本新株予約権の取得等

本新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。なお、当社は、上記(8)の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。又、取得条項については、上記(8)の行使条件のため本新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する本新株予約権を当社が取得し、本新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社株式を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

以上